

# 沖縄科学技術大学院大学(仮称)恩納村キャンパスの第1研究棟・管理棟建設状況



【図】ラボゾーン(第1研究棟・管理棟及び第2研究棟)完成予想図



ラボゾーン配置図



【写真】第1研究棟・管理棟建設地 (2009年1月現在)



【写真】丘陵側から第1研究棟・管理棟工事現場を望む (2009年1月現在)



【写真】第2・第3研究棟用地から第1研究棟・管理棟工事現場を望む(2009年1月現在)

# 沖縄科学技術大学院大学学園法案について

国際的に卓越した科学技術に関する教育研究等の推進



沖縄に科学技術の国際的な拠点を形成

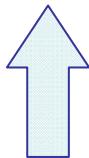


沖縄の自立的発展  
世界の科学技術の発展

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興の重要施策

沖縄科学技術大学院大学学園

組織、運営等に関する私立学校法等の特例を規定



大学院大学の設置運営主体

- 自主性・柔軟性を確保する観点から学校法人により設置
- 世界の英知を結集して教育研究の方針等の重要事項を決定するため、最高機関である理事会を内外の著名な科学者等により構成。

## ● 理事会・理事等に関する特例

優れた科学者等を学外理事として置く

## ● 国際的に卓越した教育研究を行い、沖縄の自立的発展に寄与するための補助規定

沖縄振興の観点から、法人の業務に必要な補助を行う

## ● 法人の適切な運営等を図るために必要な規定等

事業計画等の認可、報告徴収等

## 開学に向けたスケジュール(概略)

大学院大学法の施行  
(公布日施行)



学長の人選等、設立認可準備  
(施行後直ちに開始)



(22年度中を予定)

文部科学省への認可の申請



認可に係る審査及び認可



24年度までの開学  
(関係閣僚申合せ事項)

1年半程度の申請準備期間

1年程度の審査期間

# 沖縄科学技術研究基盤整備機構の研究事業(例)

生命システムを中心的な課題とし、19の研究ユニットが従来の科学の分野の境界を乗り越えた、学際的で先端的な研究プロジェクトを展開。

## 神経科学

脳と神経について研究。単一の神経細胞や神経ネットワーク、全神経系を調べるものから、思考中の脳内の活動を可視化する技術まで多岐。

## 分子科学

物質のもつ多様な構造と性質を分子レベルで解明。生物を構成する分子の構造・機能・合成・退化現象などを研究し、分子創製の仕組みを理解。

## 数学・計算科学

数学的モデルとその数値的解法を構築し、主に、コンピュータによる大規模計算を用いて自然対象をシミュレーションし、結果を予測する。

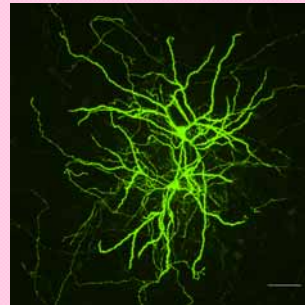
## 研究課題例:

### 神経生物学研究ユニット

研究代表者: ジェフ・ウィッケンス (国籍: ニュージーランド)

#### 神経回路の学習メカニズム

学習時に脳の中で起こる物理的变化に注目し、それらが脳の中でどのように制御され、処理されているかを研究。人間の適応行動に深く関与していると言われていた大脳基底核と呼ばれる脳幹と大脳皮質の間に位置する神経回路の機能、特に「正の強化」の学習で重要な役割を担う神経伝達物質のドーパミンの大脳基底核における影響に注目。



神経細胞の顕微鏡写真

### 神経計算ユニット

研究代表者: 銅谷 賢治 (国籍: 日本)

#### 人工知能の「学習」

「脳のように柔軟な学習をいかにしたら実現できるのか」という理論的、工学的な研究と、「脳の柔軟な学習は神経細胞や脳内物質のどのような働きで実現されているのか」という生物学的な研究を融合。ユニットで開発したロボットを用い、学習のしかた自体が進化して行く姿を計算機シミュレーションとロボット実験を組み合わせで分析。これまで人が決めていた行動の目標や学習のしかたを、ロボット集団が進化により自ら獲得できることを実証。



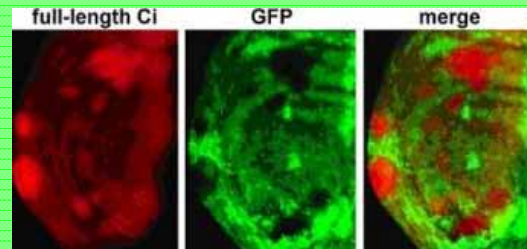
ネズミ型ロボットと餌(バッテリー)

### 発生分化シグナル研究ユニット

研究代表者: メアリー・アン・プライス (国籍: アメリカ)

#### 細胞間相互作用の制御機構

多細胞生物の発生プロセスに不可欠な分泌性のシグナルを介した細胞間相互作用の制御機構について、ショウジョウバエを用いて生化学的解析や遺伝学的解析、顕微鏡を用いたイメージングなどの手法により研究。



ショウジョウバエの翅の原基の遺伝子の発現パターン

## 研究者数(平成21年1月末現在)

主任研究者 19名 (うち外国人 10名)  
その他研究者 139名 (うち外国人 43名)  
合計 158名 (うち外国人 53名)

# 大学院大学の設置により期待される沖縄振興の効果について

## 1. 国際的な教育研究拠点の形成 (先端知識の万国津梁)

大学院大学が、世界に開かれた中核的な教育研究機関となることにより、沖縄が、多数の科学者の行き来する、科学技術の情報発信・交流拠点(「先端知識の万国津梁」の地)に成長。

特に、地理的優位性を生かし、沖縄をアジア・太平洋地域の結節点とする上での中心的存在となる。

- ・先行研究の研究者約150人中、約3割が外国人(20年12月)。
- ・国際ワークショップには、国内外の研究機関等から多数の研究者が参加。
- (参考)19年度、沖縄で開催した国際ワークショップ参加研究者:213人(7割超は外国人研究者)

## 2. 知的クラスターの形成、先端産業分野における雇用創出

大学院大学を核として、他の研究機関、ベンチャー企業等の集積拠点(クラスター)が形成。将来的には、先端知識・人材・資本が集まり、先端産業分野における雇用創出が期待。

- ・沖縄県の研究施設でも次世代ゲノム・シーケンサーを整備。相乗効果を期待。
- ・バイオ系ベンチャー企業数:12社(19年度)。大学院大学との連携を視野に、沖縄進出した企業も見られる。

## 3. 科学技術に関する人材の育成

高度な専門性を有する人材育成(大学院大学の博士課程教育)。沖縄の若者が世界レベルで活躍できる大学院大学を目指すことが期待。

大学院大学の存在を生かし、科学技術教育等の取組が活発化。将来のイノベーションを担う次世代の人材育成に資する。

- ・先行研究には、13人の沖縄出身又は琉大出身の若手研究者・技術者が参加。
- ・施設公開、出前授業等により、研究者が地元の中高校生等と積極的に交流。
- (参考)出前授業:19年度7件

## 4. 周辺的生活環境の整備・国際色豊かな地域振興

沖縄県が「周辺整備計画」を策定し、新キャンパス周辺の生活基盤、交通基盤、産業基盤の整備を推進。新キャンパスを中心とした国際色豊かな地域振興が期待。

- ・沖縄県等を中心に、インターナショナルスクール(小中学校)の整備を推進。
- ・地元住民・産業界も協力し、商業地区、交通センター等の整備に向けた取組が進められているところ。

将来の沖縄の自立的発展

## 5. 沖縄における社会資本整備

### (1) 沖縄における社会資本整備の特徴

#### 地理的、地形的特性

- 広大な海域に離島が散在
- 過密による都市問題と過疎地域の存在

#### 自然的特性

- 台風常襲、特殊病害虫
- 特異な土壌

#### 歴史的経緯、米軍基地の存在

- 社会資本整備の立ち後れ
- 土地利用・都市機能上の制約
- 基地移転先及び跡地対策

本土から遠隔の地にあつて広大な海域にわたる多数の離島により構成され、一部の地域に人口が集中するといった地理的、地形的な特性から、離島・へき地も含めて、空港、港湾等の社会資本整備、水資源、医療、教育、廃棄物処理等の基本的な生活条件を確保する必要性が強く、そのためのコストも高くならざるを得ない。

本島中南部に人口・経済が集中し、交通渋滞や基盤整備の不十分な密集市街地が存在するなど、都市問題への対応が必要。

台風常襲地帯に位置し、地形・地質的にも自然災害を被りやすいなどの自然的特性を踏まえ、防災の観点から、治水、治山、海岸防災等の事業を進めていく必要がある。

先の大戦での地上戦による戦禍、戦後26年余りにわたり米軍施政権下にあつたこと等歴史的な事情による社会資本整備の立ち後れが未だ解消されていない。

広大・高密度な米軍施設・区域の存在による土地利用上の制約が多く残されている。

### < 今後の沖縄における社会資本整備 >

沖縄振興計画後期展望の趣旨に沿って、沖縄の優位性を最大限発揮した特色ある地域づくりの実現に向けて、目的志向型の総合的・戦略的な社会資本の整備を一層進め、

空港、港湾、道路等の総合的な交通体系の整備をはじめ、水資源の開発などの「自立型経済の構築」を支える基盤整備

文教施設、医療施設や防災・減災対策などの生活環境基盤の整備を、自然環境や沖縄らしい風景に十分配慮しつつ、着実に推進する。

## (2) 社会資本等の整備状況

事 項	復 帰 時			最 近			備 考
	沖 縄	全 国	対全国比 (全国=100)	沖 縄	全 国	対全国比 (全国=100)	
①治 山 民有保安林率 (%)	—	—	—	(H18.3) 17.2	28.6	60.1	林野庁、沖縄県調
②河 川 水害被害額 (百万円/km <sup>2</sup> )	(S50~59) 15.5	17.0	91.2	(H9~18) 30.2	18.9	159.8	水害統計
③道 路 人口当たり道路延長 (m/千人) 自動車1台当たり道路延長 (m/台)	(S48.3) 4,532 22.8	9,769 61.4	46.4 37.1	(H19.4) 5,747 8.7	9,399 15.9	61.1 54.7	道路統計年報
④港 湾 港湾取扱貨物量 (百万トン) 国外貿易 国内貿易	(S48) 1 5	727 1,932	0.1 0.3	(H18) 7 20	1,256 1,945	0.6 1.0	港湾統計年報
⑤空 港 空港数 (箇所) 航空旅客数 (千人)	(S48) 7 2,541	65 52,494	10.8 4.8	(H20.3) 13 18,308	82 254,349	15.9 7.2	空港管理状況調査
⑥住 宅 1住宅当たり延べ面積 (m <sup>2</sup> ) 1人当たり居室畳数 (畳) 最低居住水準未滿世帯割合 (%)	(S48.10) 53.7 4.5 56.7	77.1 6.6 33.7	69.6 68.2 168.2	(H15.10) 77.4 9.9 7.6	94.9 12.2 4.2	81.6 81.1 181.0	住宅・土地統計
⑦下水道 下水道処理人口普及率 (%)	(S48.3) 16.5	18.5	89.2	(H20.3) 64.5	71.7	90.0	国土交通省調
⑧上水道 上水道普及率 (%)	(S48.3) 89.2	84.3	105.8	(H19.3) 100.0	97.3	102.8	水道統計

⑨廃棄物処理施設 ごみ焼却処理率 (%) リサイクル率 (%)	(S48.3) 25.2 —	56.4 —	44.7 —	(H19.3) 86.1 13.6	77.7 19.6	110.8 69.4	環境省調
⑩工業用水道 補給水に占める工業用水道の率 (%)	(S47.12) 9.3	27.0	34.4	(H18.12) 11.0	40.9	26.9	工業統計調査
⑪都市公園 都市計画区域内人口1人当たり 公園面積 (㎡/人) 県全体 沖縄本島のみ	(S48.3) 0.8 —	2.9 —	27.6 —	(H20.3) 9.8 7.7	9.4	104.3 81.9	国土交通省調 沖縄県調
⑫農業基盤 水田の整備率 (%) 畑の整備率 (%)	(S50.3) 1.7 1.4	19.4 14.5	8.8 9.7	(H18.3) 55.9 86.3	60.5 72.8	92.4 118.5	農林水産省調
⑬森林 森林率 (%)	(S48.3) 45	67	67.4	(H18.4) 46.3	67.4	68.7	林野庁、沖縄県調
⑭教育施設 小・中学校施設耐震化率 (%) 小・中学校校舎整備率 (%) 小・中学校屋内運動場設置率 (%) 高等学校校舎整備率 (%)	(S47.5) — 73.6 14.1 55.3	— 94.9 77.1 78.0	— 77.6 18.3 70.9	(H20.4) 69.1 (H20.5) 89.5 94.1 71.4	62.3 92.6 97.2 87.8	110.9% 96.7% 96.8% 81.3%	文部科学省、沖縄県調
⑮医療 10万人当たり一般病床数 10万人当たり医師数	(S47.12) 179.2 39.6	607.3 110.9	29.5 35.7	(H19.10) 711.0 (H18.12) 208.3	714.7 206.3	99.5 101.0	厚生労働省調

(注)

1. 最低居住水準＝国土交通省が5箇年計画において、すべての世帯が確保すべき水準として定めたもの  
(例:3人世帯:住戸専用面積39㎡、4人世帯:同50㎡)
2. 下水道普及率＝処理区域人口/行政人口
3. 水田の整備率＝区画がおおむね30a程度以上で整形済みのもの
4. 畑の整備率＝幹線道路、末端農道が整備されたもの
5. 校舎整備率＝必要面積に対する充足率

### (3) 沖縄振興計画に基づく主要プロジェクト

#### 完了した主要プロジェクト

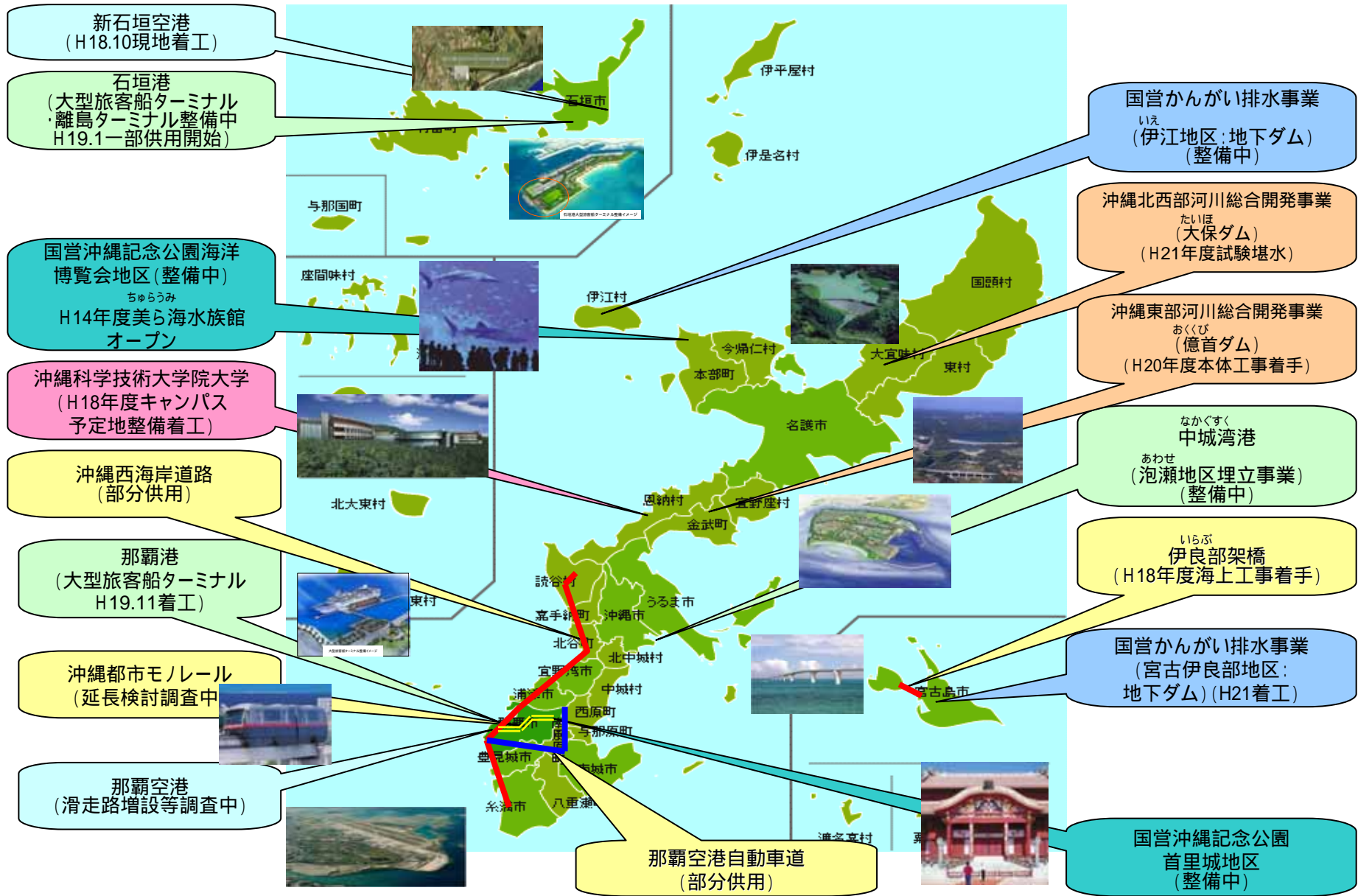
- 平成14年度** 国営沖縄記念公園・美ら海水族館開館[北部]
- 平成15年度** 沖縄都市モノレール[南部]、豊見城東道路（暫定供用）[南部]、国立劇場おきなわ[南部]
- 平成16年度** 羽地ダム[北部]、古宇利大橋[古宇利島～屋我地島]
- 平成17年度** 国営かんがい排水事業（沖縄本島南部地区）[南部]、那覇港国際海上コンテナターミナル[南部]
- 平成18年度** 県立南部医療センター・こども医療センター[南部]、国営かんがい排水事業（羽地大川地区）[北部]  
与那国空港（滑走路延長）[与那国島]、那覇港（廃棄物埋立護岸）[南部]  
那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合埋立処分地浸出水処理施設[南部]
- 平成19年度** 豊見城東道路（全線暫定共用）[南部]
- 平成20年度** 平良港（多目的国際ターミナル）[宮古島]  
国営かんがい排水事業（伊是名地区）[伊是名島]

#### 実施中の主要プロジェクト

- 水資源開発** 沖縄北西部河川総合開発事業（大保ダム・奥間ダム）[北部]  
沖縄東部河川総合開発事業（漢那ダム・億首ダム）[北部]、西系列幹線導水施設[北部]  
儀間川総合開発事業[久米島]
- 道路整備** （高規格幹線道路）那覇空港自動車道 [南部]  
（地域高規格道路）沖縄西海岸道路[南部、中部]、名護東道路[北部]、恩納バイパス・恩納南バイパス[北部]  
（離島架橋）伊良部架橋[宮古島～伊良部島]
- 港湾整備** 那覇港（臨港道路空港線及び浦添線、大型旅客船ターミナル）[南部]  
中城湾港（泡瀬地区公有水面埋立事業）[中部]、石垣港（大型旅客船ターミナル・離島ターミナル）[石垣島]
- 空港整備** 那覇空港（抜本的能力向上方策の検討）[南部]、新石垣空港[石垣島]
- 農業農村整備** 国営かんがい排水事業（宮古伊良部地区[宮古島、伊良部島]（平成21年度着工）、伊江地区[伊江島]）
- 都市公園整備** 国営沖縄記念公園（海洋博覧会地区[北部]、首里城地区[南部]）
- 水道施設整備** 新石川浄水場 [中部]
- 廃棄物処理施設整備** 倉浜衛生施設組合熱回収施設・リサイクルセンター[中部]  
糸満市・豊見城市清掃施設組合灰溶融施設 [南部]
- 科学技術研究基盤整備** 沖縄科学技術大学院大学（仮称）キャンパス整備[北部]



# (4) 沖縄の社会資本整備マップ(実施中の主要プロジェクト)



## 6. 沖縄振興開発金融公庫

### (1) 沖縄振興開発金融公庫の概要

#### 設立

昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰に伴い設立。

#### 業務の内容

沖縄の産業の振興及び社会の開発に資するため、本土公庫等(注)の役割を沖縄県において一元的に担っている総合政策金融機関である。

(注)株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業本部、農林漁業事業本部、中小企業事業本部)、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人福祉医療機構

#### 組織

本店(那覇市)、東京本部、支店4(うち離島2<宮古島、石垣島>)

#### 役職員

理事長：松田浩二、副理事長：金井照久、理事3名、監事(非常勤)1名

職員：216名(平成21年度予算定員)

#### 資本金

702億円(平成19年度末現在)

平成21年度事業計画 1,389億円(前年度当初計画比50億円増)

中小企業等資金については、経済対策に基づく中小・小規模事業者向けのセーフティネット機能強化のため、前年度当初計画比110億円増の690億円を確保している。

貸付	1,380億円
企業に対する出資	7億円
新事業創出促進出資	2億円

貸付残高(平成19年度末現在)11,671億円

## ( 2 ) 補給金

沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）は、損益上の収支差を補填するために一般会計から補給金を受け入れている。

（平成 21 年度予算額：29 億 50 百万円）

## ( 3 ) 沖縄振興開発金融公庫運営協議会

沖縄公庫の業務運営に地元の意見を反映させるため、閣議決定（昭和 47 年 6 月 16 日）に基づき設置。委員は、県知事、県議会議長はじめ県各界の代表者（県商工会議所連合会会長、県銀行協会会長、県農業協同組合中央会会長等）、学識経験者などで構成されている。

## ( 4 ) 政策金融改革

沖縄公庫は、政策金融改革の対象機関の一つであり、「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）」に基づき、平成 18 年 6 月 27 日に政策金融改革推進本部で決定された「政策金融改革に係る制度設計」にその在り方が規定されている。

沖縄公庫の業務については、平成 20 年度において本土公庫見合いの業務について、沖縄独自制度、特利制度を除き、本土と同様の扱いとする。【平成 20 年 10 月 1 日から実施済み】

（注）本土公庫等の業務縮減等に伴い、沖縄公庫において講じられた措置

国民生活金融公庫...教育資金の縮減、中小企業金融公庫...一般貸付の廃止、農林漁業金融公庫...大企業向け等の食品産業貸付の廃止、日本政策投資銀行...日本政策投資銀行並びの業務の廃止

現行「沖縄振興計画」の最終年次である平成 23 年度までは公庫として残し、平成 24 年度以降において、「沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、新政策金融機関に統合するものとする。」とされている。

# 政策金融改革における沖縄公庫の取扱い

## 行政改革の重要方針

(平成17年12月24日閣議決定) 抄

### 1 政策金融改革

#### (2) 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、

(イ) 政策金融から撤退するもの

(ロ) 政策金融として必要であり残すもの

(ハ) 当面必要だが将来的には撤退するものに分類する。

#### ク 沖縄振興開発金融公庫分野

本土公庫等見合いの機能は、本土と同様の扱いとし、撤退又は残す。(イ)(ロ)

沖縄独自制度、特利制度は、歴史的・地理的特殊性等にかんがみ、残す。(ロ)

#### (3) 新組織の在り方

##### イ 政策金融として残す機能に係る組織

一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。

(ア) 国民生活金融公庫(教育貸付は縮減)

(イ) 中小企業金融公庫(一般貸付を除く)

(ウ) 農林漁業金融公庫

(大企業向け等の食品産業貸付を除く)

(エ) 沖縄振興開発金融公庫

(本土公庫見合いで廃止する貸付を除く)

(オ) 国際協力銀行(貿易投資金融を除く)

沖縄振興開発金融公庫については、現行「沖縄振興計画」の最終年次である平成23年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、統合する。

## 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律[平成18年5月26日成立] (平成18年法律第47号) 抄

(沖縄振興開発金融公庫の在り方)

第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。

3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

## ○ 政策金融改革に係る制度設計 抄 平成18年6月27日 政策金融改革推進本部決定 行政改革推進本部決定

沖縄振興開発金融公庫の業務については、平成20年度において本土公庫見合いの業務について、沖縄独自制度、特利制度を除き、本土と同様の扱いとする。同公庫は、現行「沖縄振興計画」の最終年次である平成23年度までは公庫として残し、それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、新政策金融機関に統合する。

## 7. 米軍施設・区域に係る主な課題

### (1) 沖縄における米軍施設・区域の概況

沖縄における米軍の存在は、我が国のみならずアジア・太平洋地域の平和と安定に貢献する一方で、国土面積の0.6%の沖縄に在日米軍専用施設・区域の約75%が集中することにより、県民の大きな負担となっている。

### (2) SACO最終報告を踏まえた取組

政府としては、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を踏まえ、米軍施設・区域の整理・統合・縮小に取り組んでいくとの方針でこれまでも努力してきたところであり、今後も、県民の負担を軽減するため、引き続き全力で取り組んでいく考え。

### (3) 在日米軍再編協議との関係

平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会（「2+2」）で取りまとめられた共同文書（「再編実施のための日米のロードマップ」）においては、「キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファームの全面返還、及び、キャンプ瑞慶覧の部分返還の検討」などが謳われており、今後、日米双方で詳細な計画が作成されることとなる。

#### (4) 普天間飛行場の移設・返還に係る取組等

平成17年

- 2月19日 日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、日米の「共通戦略目標」を確認。
- 10月29日 「2+2」において、日米の役割・任務・能力や在日米軍の兵力構成見直しを協議し、その成果を共同文書「日米同盟：未来のための変革と再編」として公表。

平成18年

- 4月7日 防衛庁長官と名護市長が「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」に合意。  
(同日、宜野座村長も同名文書に合意)
- 5月1日 「2+2」において、これまでの協議の最終的な取りまとめがなされ、今後の各措置の着実な実施が重要であることが確認されるとともに、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」を公表。
- 5月11日 防衛庁長官と沖縄県知事が「在沖米軍再編に係る基本確認書」に合意。
- 5月30日 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定。(「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(H11.12.28.閣議決定)を廃止。)
- 8月29日 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置、開催。  
(以後、これまで8回にわたり開催。)

平成19年

- 5月23日 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(米軍再編法)成立。
- 8月7日 環境影響評価方法書を沖縄県、名護市及び宜野座村に送付(防衛省)。

平成20年

7月31日 「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」、「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」を設置。

## <参 考>

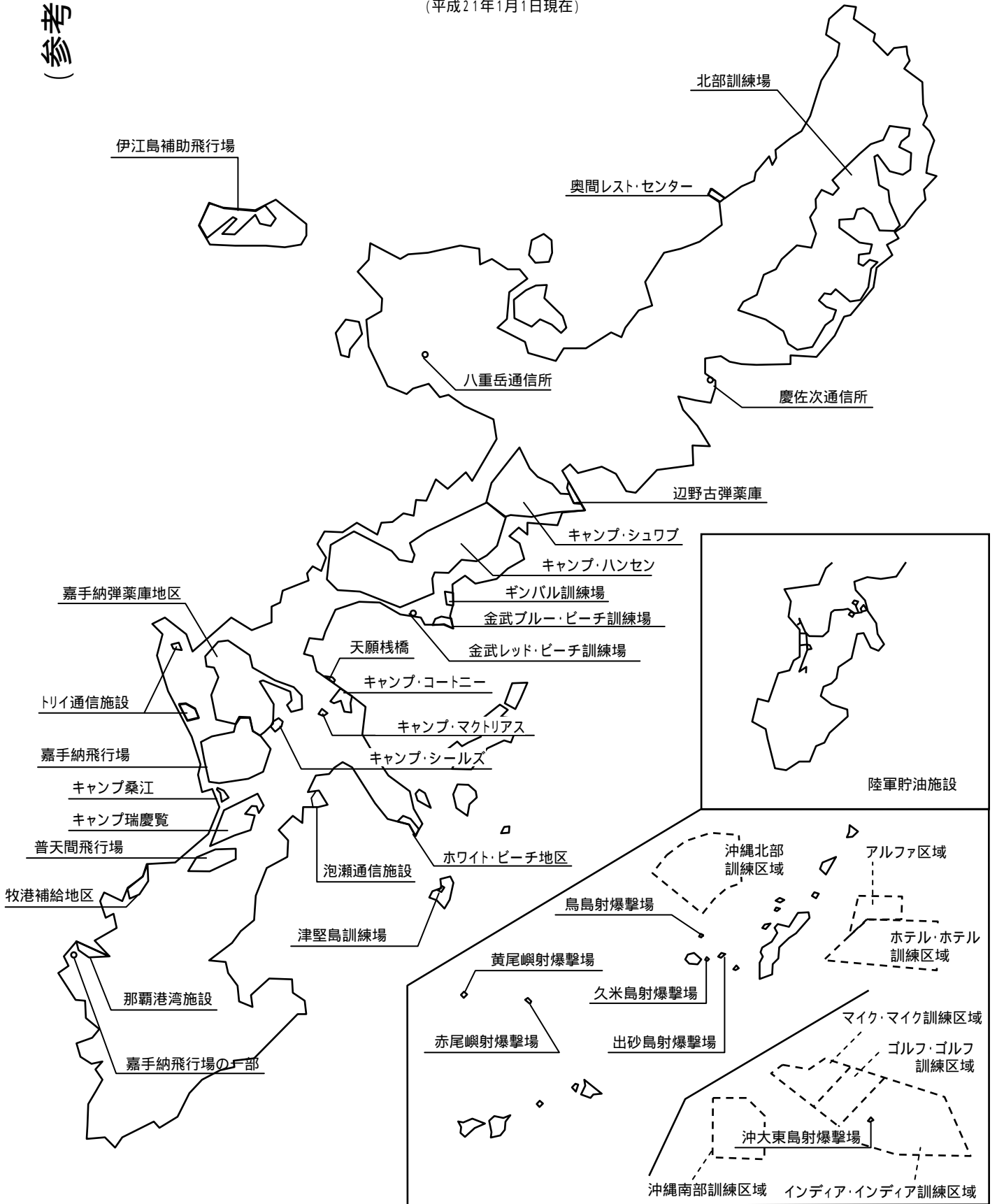
### 沖縄における在日米軍再編に関する施策

「2 + 2」において合意された沖縄に関する米軍再編の具体的な施策の主な内容は、以下のとおりであり、「全体的なパッケージの中で、相互に結びついている」とされている。

- 1 ) 普天間飛行場代替施設を辺野古岬と大浦湾・辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に2本の滑走路(1,600m、施設長1,800m)を配置し、2014年を完成目標とする
- 2 ) 約8,000名の在沖海兵隊要員及び約9,000名の家族のグアムへの移転、その経費負担
- 3 ) キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設、キャンプ瑞慶覧の全面的又は部分的返還の検討、キャンプ・ハンセン及び嘉手納飛行場の自衛隊との共同使用
- 4 ) 嘉手納飛行場からの訓練移転

# 沖縄県における米軍施設・区域

(平成21年1月1日現在)





## S A C O 最終報告における土地の返還

施設名等	区分	施設面積(ha)	返還面積(ha) (返還予定)	条件等	進捗状況
普天間飛行場	全部	481	481 (5～7年以内)	・海上施設の建設を追求(規模約1,500m等) ・岩国飛行場に12機のKC-130を移駐等 ・嘉手納飛行場における追加的整備等	H18. 5.30 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定 H18. 8.29 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置
北部訓練場	過半	7,513	3,987 (平成14年度末)	・海へ出入り用の土地約38ha及び水域約121haを提供 ・ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設	H19. 3.13 ヘリコプター着陸帯(6か所のうち3か所)の建設の実施について日米合同委員会合意 H19. 7. 3 工事着手 H20. 1. 9 ヘリコプター着陸帯(残り3か所)の建設の実施について日米合同委員会合意
安波訓練場	全部	(480)	(480) (平成9年度末)	(共同使用を解除) (水域約7,895haの共同使用を解除)	H10.12.22 返還済み
ギンバル訓練場	全部	60	60 (平成9年度末)	・ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場に、 その他の施設をキャンプ・ハンセンに移設	H19. 6.22 金武町は返還等について了承 H20. 1.24 条件(ヘリコプター着陸帯等移設)付返還合意
楚辺通信所	全部	53	53 (平成12年度)	・アンテナ施設等をキャンプ・ハンセンに移設	H18. 5.15 代替施設を米側に提供 H18. 6.15 一部土地(0.02ha)の返還 H18.12.31 返還済み
読谷補助飛行場	全部	191	191 (平成12年度末)	・パラシュート訓練を伊江島補助飛行場に移転 ・楚辺通信所を移設後返還	H12. 7月以降、パラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場において実施 H18. 7.31 一部土地(138ha)の返還 H18.12.31 返還済み(残り約53haの返還)
キャンプ桑江	大部分	107	99 (平成19年度末)	・海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設 (返還面積には返還合意済みの北側部分を含む)	H15. 3.31 北側部分約38haを返還 移設工事中
瀬名波通信施設	ほぼ全部	61	61 (平成12年度末)	・アンテナ施設等をトリイ通信施設に移設 ・マイクロウェーブ鉄塔部分(約0.1ha)は引き続き使用	H18. 5.15 代替施設を米側に提供 H18. 9.30 返還済み 保留地(0.27ha)はトリイ通信施設へ統合
牧港補給地区	一部	275	3 (国道拡幅部分)	・返還に伴い影響を受ける施設を残余の施設内に移設	H17. 8. 9 浦添市は、返還等について了承
那覇港湾施設	全部	57	57	・返還を加速化するために共同で最大限の努力を継続	H19.12.11 代替施設の位置及び形状を修正合意
住宅統合		648	83 (平成19年度末)	・キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在する米軍住宅を統合	移設工事中
計		9,446	5,075		
新規・追加提供			73	(那覇港湾施設:約35ha、北部訓練場:約38ha)	
合計		11施設	5,002	県内施設・区域の約21%減	

再編実施のための日米のロードマップに具体的措置が明記

(参考3)

## 米軍施設・区域(専用施設)面積の変遷

	沖 縄		本 土		合 計		在沖米軍施設・区域	
	施設 件数	面 積 (ha)	施設 件数	面 積 (ha)	施設 件数	面 積 (ha)	全国面積 に占める 割合	沖縄本島 面積に占 める割合
沖縄復帰時 (S45.5.15.)	83	27,800	98	19,600	181	47,500	59%	22%
SACO最終報告時 (H8.12.2.)	38	23,500	53	7,900	91	31,400	75%	19%
	45	4,300 (16%)	45	11,700 (60%)	90	16,100 (34%)	-	-
H21.1.1.現在	33	22,900	52	8,000	85	30,900	74%	18%
SACO最終報告 達成時	30	18,300	52	8,000	82	26,300	70%	15%
	3	4,700 (21%)	0	0	3	4,700 (15%)	-	-

1 米軍施設・区域(専用施設)の面積及び施設件数は、防衛省資料による。

2 計数は、四捨五入(土地面積(ha)は、10の位を四捨五入)により符合しないことがある。

3 のSACO最終報告時の数値は、平成8年3月31日時点のもの。

4 本島の陸地面積は、S47.5.15.現在(防衛施設庁資料)、H8.10.1.現在(国土地理院)、H20.10.1.現在(国土地理院)のもの。

5 SACO最終報告後、沖縄で5施設(知花サイト(平成8年12月)、工兵隊事務所(平成14年9月)、瀬名波通信施設(平成18年9月)、楚辺通信所(平成18年12月)、読谷補助飛行場(平成18年12月))、本土で2施設(横浜ミルクプラント(平成12年3月)、小柴貯油施設(平成17年12月))が全部返還されている。

6 SACO最終報告後、本土で1施設(車力通信所(平成18年5月))が新規提供されている。

7 の「3」とは、普天間飛行場、ギンバル訓練場、那覇港湾施設である。

(参考4)

# 再編実施のための日米のロードマップ (2006年5月1日 日米安全保障協議委員会)

【仮訳】(沖縄関係部分抜粋)

## 概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

## 再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

## 実施に関する主な詳細

### 1. 沖縄における再編

#### (a) 普天間飛行場代替施設

日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結び形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる(別添の2006年4月28日付概念図参照)。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

#### (b) 兵力削減とグアムへの移転

約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル(2008米会計年度の価格)を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

### (c) 土地の返還及び施設の共同使用

普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる

双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

キャンプ桑江：全面返還。

キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。

普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。

牧港補給地区：全面返還。

那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。

陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。

航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

### (d) 再編案間の関係

全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。

沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

### 2. 米陸軍司令部能力の改善 (略)

### 3. 横田飛行場及び空域 (略)

### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐 (関連部分のみ)

KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

### 5. ミサイル防衛 (関連部分のみ)

米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

### 6. 訓練移転

双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。